

総 企 第 5 3 号
令和 7 年5月 21 日

各 局 ・ 区 ・ 室 長 様

総 務 企 画 局 長
(企画調整部特区推進担当)

規制改革提案について(照会)

本市では、令和 7 年度においても引き続き、国家戦略特区制度を活用した規制改革に積極的に取り組んでいくこととしております。

つきましては、業務において法令上の要因で取組みづらいことや、民間企業・団体からご相談があった件などについて、特区制度の活用を積極的にご検討いただき、下記要領で回答いただきますようお願いいたします。

ご回答いただいた内容については、各局・区・室のご協力をいただきながら、企画調整部(特区担当)において、規制改革提案や国への要望などにつなげてまいります。

なお、昨年度におきましては、多くのご提案をいただき、そのうち市民局、福祉局、環境局、経済観光文化局からのご提案について国への規制改革提案につなげることができましたことを申し添えます。

記

1 提出資料

別紙様式のとおり

2 回答期限

令和 7 年 6 月 14日(金)

※ 回答は、電子メールにてご回答願います。

※ 各局・区・室総務担当課におかれましては、恐れ入りますが、とりまとめの上、ご回答をお願いいたします。

※ 昨年度に福岡市が提案した規制改革提案及び実現した規制改革提案については、別紙をご参照ください。

【問い合わせ・提出先】

総務企画局企画調整部 酒巻、高橋

TEL 711-4866(内線 1266)

Email f-tokku@city.fukuoka.lg.jp

1 昨年度に国家戦略特区区域会議で提出した規制改革提案(計 13 件)☐ **スタートアップの資金調達に関する規制緩和**

新株予約権の発行で得た資金は新株予約権が失効した場合でも課税されないこととする
ことで、スタートアップの創業期の資金調達を後押しするもの

☐ **医療・介護現場での電波利用に係る規制緩和**

先進的な医療センサーで正確な計測に必要な 122GHz の電波利用を可能とするもの

☐ **地域通貨での寄付の促進に向けた規制緩和**

企業や市民団体等が発行する地域通貨による寄付を可能とするもの

☐ **循環型社会の実現に向けた規制緩和**

「コーヒーかす」を「専ら再生利用の目的となる廃棄物」(廃棄物処理業の許可が不要)として
取り扱うことで、再資源化を推進するもの

☐ **再生可能エネルギーの普及に向けた規制緩和**

FIT(従来制度)からFIP(新制度)への切り替えに係る手続きの期間を短縮し、新制度の
活用を促進するもの

☐ **外国人介護人材の確保に向けた規制緩和**

日本人学生と同様、留学生についても、介護福祉士養成学校を卒業後、資格取得前の介
護施設での就労を可能とするもの

☐ **災害対応力の強化に向けた規制緩和**

防災備蓄倉庫を迅速に設置できるよう、建築確認の要件を緩和するもの

☐ **循環型社会システムの構築に向けた規制緩和**

コミュニティガーデンにおける生ごみ堆肥の活用についても食品リサイクルループに認
定可とすることで、都市部における食品廃棄物の資源循環を促進するもの

☐ **セキュリティ強化に向けた規制緩和**

化学薬品の保管場所について、デジタル形式の管理簿による鍵の管理を認めるもの

☐ **現場業務の効率化に向けた規制緩和**

引火しやすい危険物を扱う施設においても、危険度が低いエリアでは IoT 機器の使用を
認めるもの

☐ **ドローンの活用促進に向けた規制緩和**

都市部において夜間監視にドローンを活用するため、飛行要件の一部を緩和するもの

☐ **Fintech の推進に向けた規制緩和**

暗号資産等の新たな決済サービスの普及に向け、決済システムを提供するのみで取引に
関与しない事業者については資格登録を不要とするもの

□ デジタル社会の実現に向けた規制緩和

マイナンバーカードの利便性向上のため、「かざし利用」(暗証番号入力や顔認証を用いずに、カードを端末にかざして利用すること)の屋外での利用や決済への活用を可能にするもの

2 昨年度中に規制緩和が実現した福岡市の規制改革提案

□ 行政手続きの英語対応

外国・外資系企業の法人設立の手続きにおいて、英語での申請を可能とするもの

□ ベンチャー・ファンドへの出資に係る規制の緩和

プロ向けファンドの販売・運用が届出のみで可能な特例の対象となる投資家の出資について、ファンド総額の2分の1以下とする制限を撤廃するもの

※ 上記はご検討のための参考です。また、法令に限らず、国の通知や要綱、ガイドライン等も規制改革提案の対象となります。幅広い視点で積極的なご検討をお願いいたします。